

県における国民健康保険税水準の統一について

(問い合わせ) 税務課 課税係 ☎0967 (67) 2703



お知らせ

国民健康保険(以下「国保」という)は、加入者の皆さんからいただく保険税や公費負担で運営され、病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるようにする「支え合い」の制度です。

現在、国民健康保険税(以下「国保税」という)は市町村ごとに異なっています。今後は、国保制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとするために、県全体の加入者で支え合う「国保税水準の統一」が開始されます。国保税水準の統一とは、県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ国保税となることをいいます。これは、全ての都道府県において取り組みが進められています。

令和9年度から保険税水準の統一に向けて段階的に移行します

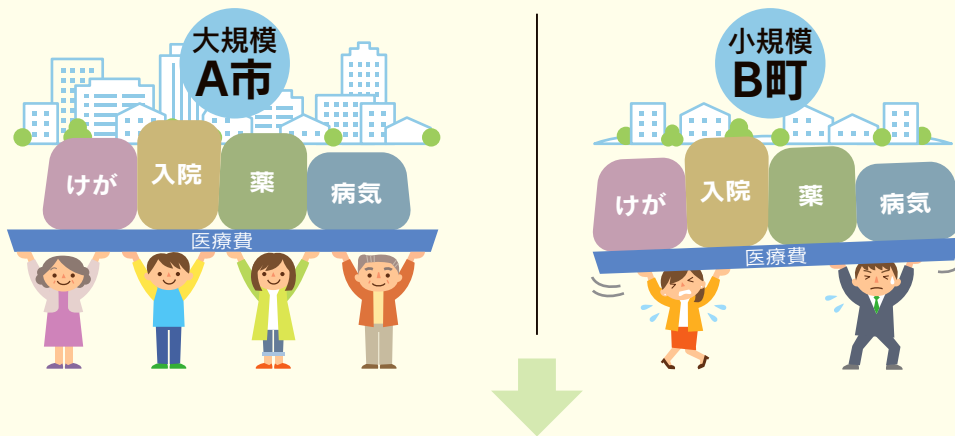
市町村が国保を財源として県に納付する「納付金」を基準に、令和9年度から県が示す市町村ごとの国保税率に移行していきます。なお、具体的な国保税率については、県からの公表を待っている段階ですので、内容が示され次第、皆さんへお知らせいたします。

令和12年度から県すべての市町村の保険税率が統一となります

同じ所得水準、世帯構成であれば県内どこにいても同じ国保税率となります。これにより、県内において加入者の国保税の差はなくなり公平になります。なお、具体的な国保税率については、令和11年度に公表予定となり、内容が示され次第、皆さんへお知らせいたします。

国保税水準の統一の仕組み

少子高齢化で加入者数が減少する一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。小規模市町村では、高額医療が発生すると国保税が増加するリスクが高まります。



こうした問題を解決するために
国保税水準の統一を実施。
県全体の加入者で負担を支え合い、リスクを分散する運営を開始していきます。

